

令和7年

12月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和7年12月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年12月12日(金) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(24名)

	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員		
	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員		
	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員		
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員				15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員			委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(5名)

1番	莊司太一郎	委員	4番	大場 重樹	委員	7番	吉高祐二郎	委員
14番	樋口 準二	委員	20番	阿部 香美				

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 農地主査 安倍 誠 農地係長 齋藤敏夫
主事 水島直哉 専門員 佐藤久志 調整主任 小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第43号 令和8年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○玉澤事務局長

おはようございます。

ただいまから令和7年12月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めとなっております。齋藤会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、1番、荘司太一郎委員、4番、大場重樹委員、7番、吉高祐二郎委員、14番、樋口準二委員、20番、阿部香美委員です。

6番、佐藤良委員は遅れるという連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、2番、後藤保喜委員、3番、池田良之委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について22件、2番、農地の現況等に係る照会に対する回答について6件、3番、解約1件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について6件、以上35件について農地係長が報告いたします。

○齋藤係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議案審査のとき申し上げましたが、16ページの〇〇さんの名前、この漢字でいいのかと、あと19ページ、平田56番の借受人の名義人の漢字も、それでいいのか教えてください。

○齋藤係長

こちらの表記のほうですけれども、システムのほうからデータを突合しておりますので、基本的には正しい字だとは思われますが、なお一応確認させていただきまして、訂正ある場合は、正しい漢字に訂正いたします。

○齋藤 均 議長

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、33件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、20ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田96番をご覧ください。使用貸借で、箕輪、大豊田の田んぼ、畑、合計25筆、大豊田の〇〇さんから神奈川県横浜市の〇〇さんへ。こちらはその他で、親子間の経営移譲となります。10年間の賃貸借となっております。こちらにつきましては、〇〇さんのほうが、酒田市のほうに後ほど住民登録する予定だという話を伺っております。

続きまして、酒田97番、使用貸借で、浜中、黒森の畑、田んぼ、合計7筆、黒森の〇〇さんから黒森の〇〇さんへ、申請事由、その他で、10年の親子間の経営移譲となっております。

酒田98番、使用貸借で、新堀の宅地1筆、こちら宅地は現況田んぼでございます。新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ、申請事由はその他で、こちらは使用貸借、10年の親子間の経営移譲となります。

酒田99番、使用貸借で、漆曾根の畑、田んぼ、合計7筆、漆曾根の〇〇さんから漆曾根の〇〇さんへ、こちらは申請事由その他、20年間の親子間の経営移譲の使用貸借となります。

続きまして、酒田100番、賃貸借で、吉田の田んぼ5筆、吉田の〇〇さんから吉田の〇〇さんへ。こちらは相手方の要望で、10年間の賃貸借で、10アール当たり1万円となっております。

酒田101番、賃貸借で、安田、吉田の田んぼ、合計4筆、吉田の〇〇さんから上野曾根の〇〇さん

へ、こちらは相手方の要望で、10年間の賃貸借で、10アール当たり1万円となっております。

続きまして、酒田102番、賃貸借で、穂積、浜中、関、吉田新田、本楯、酒井新田の田んぼ、畑、合計21筆、幸町二丁目の〇〇さんから幸町二丁目の〇〇さんへ、相手方の要望で20年間の賃貸借で、10アール当たり1万円となっております。

酒田103番、賃貸借で、広野の田んぼ1筆、三川の〇〇さんから三川の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望で5年の賃貸借となっております、10アール当たり1万2,000円となります。

続きまして、酒田104番、こちらは借受人が同じで関連となります。

酒田104番、賃貸借で、広野の田んぼ1筆、三川の〇〇さんから三川町の〇〇さんへ、相手方の要望で、5年間の賃貸借で、10アール当たり1万1,000円となっております。

酒田105番、賃貸借で、広野の田んぼ2筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望で、10年間の賃貸借で、10アール当たり1万円となっております。

酒田106番、賃貸借で、広野、黒森の田んぼ、合計13筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、こちらは先ほどの105番と同じで、同じ受け人となります。相手方の要望で、10年間の賃貸借、10アール当たり1万円となっております。

酒田107番、賃貸借で、遊摺部、小牧、砂越の田んぼ合計16筆、遊摺部の〇〇さんから遊摺部の〇〇さんへ、相手方の要望で、10年の賃貸借で、10アール当たり1万2,000円となっております。

続きまして、酒田108番、所有権移転で、大町の田んぼ1筆、大町の〇〇さんから亀ヶ崎五丁目の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望となっております、別紙資料の1ページのほうをご覧ください。酒田108番でございます。10アール当たりの金額が30万円となっております。こちら合計金額は90万4,800円となります。

続きまして、酒田109番、所有権移転で、広野の畑、田んぼ、2筆、静岡県伊東市の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、こちら〇〇さんは新規の就農者となります。相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料のほう、酒田109番をご覧ください。

10アール当たりの金額は1万円、合計金額は5,180円となっております。

別紙資料の2ページ目のほうをご覧ください。こちらのほうに〇〇さんのエントリーシートがございます。

こちらでございますが、〇〇さんがこちら広野のほうに移住するに当たりまして、中古住宅購入した際に、農地とセットという条件だったものですから、農地があったことで新規就農の届出をいただきました。作付品目はネギでございます。計画書のほうは資料のとおりでございます。

続きまして、酒田110番、所有権移転で、刈屋の田んぼ4筆、刈屋の〇〇さんから北仁田の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望でございます。

別紙資料のほうの酒田110番のほうをご覧ください。

10アール当たりの金額が5万円となっております。合計金額が81万9,350円となります。こちらにつきましては、出し手側のほうが農地の処分に関しまして強い意向がございますため、こちらの金額となったと聞いております。

酒田111番、出し手が同じになりますので関連です。所有権移転で、刈屋の畑1筆、刈屋の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ、相手方の要望でございます。

こちらも別紙資料のほう1ページ、酒田111番をご覧ください。

10アール当たりの金額が27万5,000円、合計金額が90万円となっております。

続きまして、酒田112番、所有権移転で、北沢の田んぼ1筆、北沢の〇〇さんから北沢の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料1ページ、酒田112番をご覧ください。

10アール当たりの金額が50万円、こちらの金額が15万円となっております。

続きまして、酒田113番、所有権移転で、小牧の田んぼ1筆、遊摺部の〇〇さんから遊摺部の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料1ページ、酒田113番をご覧ください。

10アール当たりの金額が48万900円となっております。合計金額が67万円となっております。

続きまして、八幡地区、よろしくお願いたします。

○佐藤専門員

それでは、八幡地区になります。

八幡地区は11件です。

八幡12番、賃貸借権設定で、福山の田3筆、5,132平米、福山の〇〇さんから同じく福山の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円になります。期間は10年間。利用集

積事業の満了に伴う農地法3条での賃借権の更新になります。

八幡13番から15番は関連になります。

借受人が、升田の〇〇さんの案件でございます。3件とも賃貸借権の設定で、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり2,500円、期間は10年間になります。こちらでも利用集積事業の満了に伴う農地法3条での賃貸借権の更新になります。

それでは、八幡13番、升田の田1筆、1,949平米、市条の〇〇さんから升田の〇〇さんになります。

八幡14番、升田の田9筆、1万3,658平米、東大町一丁目の〇〇さんから升田の〇〇さんに。

八幡15番、升田の田1筆、3,851平米、麓の〇〇さんから升田の〇〇さんになります。

29ページに移ります。

八幡16番、使用貸借権の設定になります。升田の田畑23筆、2万4,125平米、黒森の〇〇相続人代表〇〇さんから升田の〇〇さんへ、申請事由はその他、期間は10年間。亡くなった〇〇さんが老人福祉施設入所前後になると思われそうですが、実質上、耕作者不在となった農地を親戚筋に当たる〇〇さんが使用貸借権をもって来年度から耕作するものでございます。使用貸借権の設定につきましては、所有者からの申出があったものでございます。

30ページに移ります。

八幡17番、賃貸借権設定です。寺田の田1筆、2万7,630.34平米、前川の〇〇さんから同じく前川の〇〇さんへになります。申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は10年間です。こちらにつきましても、利用集積事業の満了に伴う農地法3条での賃貸借権の更新になります。

八幡18番から20番につきましてもは関連になります。

借受人は岡島田の〇〇さんの案件になります。〇〇さんは、〇〇の構成員で、議案にも示されているとおり経営面積は少ないものの、所有地である雑種地につきましても実質耕作しているものと伺っております。今般、法人でなくて個人として新規で自作する案件になります。3件とも賃貸借権の設定で、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は10年間になります。

それでは、八幡18番、大島田の田5筆、2万7,232平米、大島田の〇〇さんから岡島田の〇〇さんへ。〇〇さんの稲作離農に伴って親戚筋の〇〇さんに耕作の依頼があったものでございます。

八幡19番、寺田の田1筆、5,973平米、市条の〇〇さんから岡島田の〇〇さんへ。18ページの先ほどの18条6項、八幡16番で、〇〇さんと〇〇さんの合意解約のあった農地を〇〇さんが〇〇さんから耕作を引継ぐものとなります。

八幡20番、寺田の田1筆、2,979平米、市条の〇〇さんから岡島田の〇〇さんへ。〇〇さんの稲作離農に伴い、たまたま八幡19番の隣地農地でもあり、〇〇さんに耕作を打診したところ、引き受けていただいたものでございます。

八幡21番から22番は関連になります。借受人が草津の〇〇さんの案件になります。2件とも賃貸借権の設定で、申請事由は相手方の要望、期間は10年間になります。こちらにつきましても、利用集積事業の満了に伴う農地法3条での賃貸借権の更新になるものです。

それでは、八幡21番、升田の畑3筆、2万3,829平米、東泉町三丁目の〇〇さんから草津の〇〇さんへ、賃借料は10アール当たり3,022円、総額年間7万2,000円です。

八幡22番、升田の畑4筆、3万3,050平米、北青沢の〇〇さんから草津の〇〇さんへになります。賃借料は10アール当たり6,051円、総額、年額になりますけれども20万円です。

八幡地区は以上です。

○齋藤係長

続きまして、平田地区のほうを私のほうからご説明いたします。

平田8番、賃貸借で、砂越の田んぼ2筆、遊摺部の〇〇さんから遊摺部の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望で、10年間の賃貸借、賃料のほうは10アール当たり1万2,000円となっております。

平田9番、所有権移転で、山元の田んぼ1筆、千葉県茂原市の〇〇さんから砂越の〇〇さんへ。〇〇さんは新規就農者でございます。相手方の要望となっております、別紙資料の8ページご覧ください。

平田9番です。こちらのほうが10アール当たり8万4,300円となっております、合計金額5万円となっております。

新規就農者でございますので、別紙資料の6ページのほうをご覧ください。

〇〇さん、こちらはお母様と旦那様ということで、合計3名で新規就農される予定となっております。農地利用計画のほうは、トマト、ジャガイモ含めて、ナス、ニンジン、ハクサイ、ネギなどを計

画されております。こちらのほうでございますが、今回こちらのほうに移られまして新たに始めるといことで、こちらの事由、農業に従事するつもりだということでの書類のほうを頂戴して、サインのほうもいただいております。

続きまして、平田10番、賃貸借で、山谷新田の畑2筆、山谷新田の〇〇さんから受け人が草津の〇〇さんでございます。こちら同じ受け人のものが次の11番にもございます。相手方の要望で、10年間の賃貸借、10アール当たり6,072円となっております。

平田11番、賃貸借で、山谷新田の畑1筆、山形市の〇〇さんから草津の〇〇さんで、相手方の要望で、10年間の賃貸借、10アール当たり6,541円となっております。

3条につきましては、以上でございます。

○齋藤 均 議長
休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○齋藤 均 議長
再開します。
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
12月5日に、第3班による農地調査委員会を行っております。
議第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

○18番 三浦ひとみ委員
18番、三浦です。
酒田96番について意見を申し上げます。
受け人の〇〇さんは、出し手である〇〇さんのお子さんであり、現在実家にて農作業に従事しております。住民登録地が神奈川県となっておりますけれども、今後、酒田の実家に移す予定と聞いております。親子間の使用貸借として問題はないかと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤 均 議長
ありがとうございました。
ほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
議事参与制限に該当する案件として、27番、佐藤耕造委員に退席を求めます。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

21ページ、酒田99番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、酒田99番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、認可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これらについて許可することを決定いたします。

ここで27番、佐藤耕造委員の退席を解除します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

記載の不備だと思われますので、確認をお願いします。

20ページ、酒田96番、大豊田の地番の欄が、ちょっと意味不明の文字が入っておりますので、確認のほうをよろしく願います。

○齋藤係長

こちらのほうは誤りでございましたので、後ほどこちらの議案のほうを訂正させていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

○齋藤 均 議長

ほかにごございませんか。

(「正しい地番は」と呼ぶ者あり)

○齋藤係長

正しくは「〇〇」となります。申し訳ございませんでした。

○齋藤 均 議長

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第41号については許可決定といたします。

続きまして、議第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請については4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

私のほうから議第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

まず初めに、酒田19番、こちらでございますが、先に訂正のほうを申し上げます。地番のほう、「坂野辺新田字地続山〇〇の〇」の下のほうに、また不明な文字が入っておりますが、こちら正しくは、「〇〇」というのが正しい数字でございます。確認が漏れておりまして、大変申し訳ございません。それでは、説明のほうに入らせていただきます。

酒田19番となります。坂野辺新田字地続山の畑9筆と山林の7筆でございます。山林は現況畑の合計16筆、登記簿面積は2万1,154平米、実測で1万92平米、十里塚の〇〇さん外4名から〇〇さんへの賃貸借となります。転用事由が、優良農地造成のための山砂採取、農地区分は農用地区域、許可基準は1年間の一時転用となります。採取量は2万9,375立米、最大掘削深は9.9メートルとなります。

今回の申請箇所でございますが、別紙資料の17ページ目をご覧ください。

こちらのほうにございますとおり、19回の計画で、11番目の計画となります。

戻りまして、別紙資料9ページの図面をご覧ください。

案内図と位置図がございます。場所は袖浦地区の坂野辺新田、〇〇小学校から北西に約2.3キロメートルの畑地となります。赤線に囲まれた箇所が今回の申請地となります。

10ページ目の字切図をご覧ください。

こちらの箇所が、今回が11回目となり、搬出路につきましては、西側から農道に出る計画となっております。

11ページ、12ページ目は、現況の写真となります。

13ページ目から16ページは、優良農地造成後の耕作確約書となります。栽培作物はイモ、アスパラ、ナス等となっております。

説明は以上となります。

続きまして、酒田20番でございます。坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、坂野辺新田の畑1筆、295平米、所有権移転となっております。転用理由が住宅敷地、農地区分は第2種農地、許可基準は、日常生活に必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しております。

こちら別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田20番、10アール当たりの金額が2万5,000円となっております。

別紙資料18ページ目をご覧ください。

案内図と位置図となります。場所は、袖浦地区坂野辺新田の〇〇から西に約300メートルの畑となります。〇〇さんのお孫さんが住宅を新築するために、19ページ目の配置図のとおり整備する計画となっております。

20ページと21ページは現況写真となっておりますので、ご覧いただくようお願いいたします。

赤色の線が申請地となっております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○齋藤 均 議長
事務局の説明の途中から再開します。

○佐藤専門員

続きまして、2件になります。

議案35ページをご覧くださいと思います。

八幡2番、所有権移転、売買で、芹田の畑1筆、280平米、遊佐町の〇〇さんから小泉の〇〇さんになります。申請事由は駐車場敷地、農地区分は第1種農地、許可基準は、日常生活上必要な施設で、集落に接続しているから許可可能と考えております。

別紙資料1ページをご覧くださいと思います。

右側は第5条許可に当たり、価格は10アール当たり2万2,600円、総額32万5,000円からの割り返しになります。

資料の22ページからご覧くださいと思います。

場所につきましては、八幡総合支所から国道345号線を遊佐町方面へ1.7キロの芹田集落内、そこから100メートル強入ったところに位置しているところになります。

〇〇さんにつきましては、昨年7月の大雨災害の被災者で、引き続き旧八幡地区で住宅を探していたところ、見つかりまして、芹田集落内の空き家物件を購入することになりました。ただ、住宅敷地内では駐車場が不足しているということで、空き家の所有者が所有している畑が近くにございまして、駐車場も一緒にと購入を決めたものでございます。

事業計画並びに配置図等現況については、図面、写真等をご覧くださいと思います。23ページから24ページになります。

議案35ページにお戻りください。

八幡3番になります。賃貸借権設定で、草津の田1筆、実測面積といたしまして2,430.85平米、議案19ページ、先ほどの18条6項、八幡17番で合意解約のあった農地になります。砂越の〇〇さんから山形市の〇〇さんへになります。申請事由は特別高圧送電線の新設に伴う残土置場、農地区分は第2種農地、許可基準につきましては、5年間の一時転用ということから、許可可能と考えております。

別紙資料25ページからをご覧くださいと思います。

場所につきましては、八幡総合支所から県道升田観音寺線を升田方面に向かい、升田集落の手前でちょっと山間のほうに入りますけれども、9.8キロのところ position してございまして、周辺を山林と道路に囲まれている状況にあります。

現況等につきましては、写真をご覧くださいと思います。

本来、送電線利用施設につきましては転用許可不要とされておりますけれども、今回の事例のように、残土置場としての利用について、農業委員会本所から県に照会したところですが、工事敷地と離れた場所である場合は転用許可申請が必要との回答であったため、5条許可申請があったものでございます。

5条申請案件は、以上4件になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田19番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

酒田20番の現地報告を17番、高橋公基委員よりご報告願います。

○17番 高橋公基委員

17番、高橋です。

阿部委員が本日欠席のため、私のほうから申し上げます。

酒田20番について、12月3日に事務局と現地確認を行いました。周囲への影響もなく、住宅敷地等として大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思われれます。ご審議よろしく願います。

○齋藤 均 議長

続いて、八幡2番の現地報告を3番、池田良之委員より報告願います。

○3番 池田良之委員

3番、池田良之です。

八幡2番について、事務局と現地確認を行いました。周囲への影響もなく、駐車場としての大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思われれます。ご審議のほどよろしく願います。

○齋藤 均 議長

続いて、八幡3番の現地報告を3番、池田良之委員より報告願います。

○3番 池田良之委員

3番、池田です。

八幡3番について、事務局と現地確認を行っています。周囲への影響もなく、残土置場としても大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思われれます。よろしくご審議のほど願います。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第42号については許可決定といたします。

続きまして、議第43号 令和8年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第43号 令和8年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金については、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和8年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものです。詳細について説明いたします。

○水島主事

36ページをご覧ください。

議第43号 令和8年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について説明いたします。

参考農作業賃金につきましては、最低賃金の改定によりまして、昨年度に比べて全て80円ずつ単価が上がっております。また、参考農作業料金につきましても、資材費や燃料費、機械代など近況の市場価格での再計算によりまして、背負い式の草刈り、あぜ塗り作業以外の料金が全て上がっておるところでございます。詳細につきましては表をご覧ください。

以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第43号 令和8年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第43号については決定といたします。

その他ですが、何か皆さんのほうからございませんでしょうか。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

先ほど質問したのと類似した質問ですけれども、同じく地番のところに地番が分からない項目がありますので、質問させていただきます。

15ページの酒田31番、17ページの酒田7番、あと3ページの酒田159番、あと34ページ等、こちらの正しい地番を教えてくださいたいと思います。

○齋藤係長

まず、3ページ目のほうの酒田159番の宮内のほうでございますが、こちら一番上のほう、不明な文字入っておりましたが、申し訳ございません、こちらは「〇〇-2」、枝番に「2」が入るのが正しい形となっております。

同じく15ページ目の酒田31番、若浜町のほうでございますが、こちら若浜町〇〇-25番となっておりますが、これを「〇〇-7」というのが正しい数字となります。

あと17ページ目の解約のところでございます。こちらの酒田7番、広野字関西ですが、こちらの〇〇のほうでございますが、また不明な文字が入っております。〇〇の下でございますが、「〇〇番」が正しい数字となり、その後「92-1」という形になっておりますので、この文字が入っているところは「〇〇番」というのが正しい数字となります。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

○齋藤 均 議長
兼山委員、よろしいでしょうか。

○12番 兼山宏勝委員
ありがとうございます。

○齋藤 均 議長
その他何か皆さんからございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですから、以上をもちまして、令和7年12月定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会